

発注工事に係る前払金の使途拡大措置の継続について

平成 28 年度から、公共工事の前払金の使途を拡大する特例を措置したところですが、令和 3 年度に岐阜市が発注する工事においても、下記のとおり特例措置を継続します。

1 使途拡大措置の内容

平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに新たに契約を締結した工事では令和 4 年 3 月 31 日までに払出しが行われる場合の前払金^{※1}の使途について、「当該工事の現場管理費及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用」を追加します。

ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に請負契約を締結した工事に係る令和 3 年度の特例の適用については、発注者と受注者との間で協議の上、変更契約^{※2}を行えば、上記の使途拡大措置の適用を受けることができます。

なお、追加されたこれらの費用に充てられるのは、前払金額全体の 100 分の 25 までとします。

※1 前払金の上限は、これまでどおり請負代金の 10 分の 4 です。また、中間前払金は上記の使途拡大措置の対象外です。

※2 変更契約の手続きについては、工事担当課にご相談ください。

2 関係要綱等

- ・岐阜市前金払取扱要綱
- ・建設工事請負契約約款 A